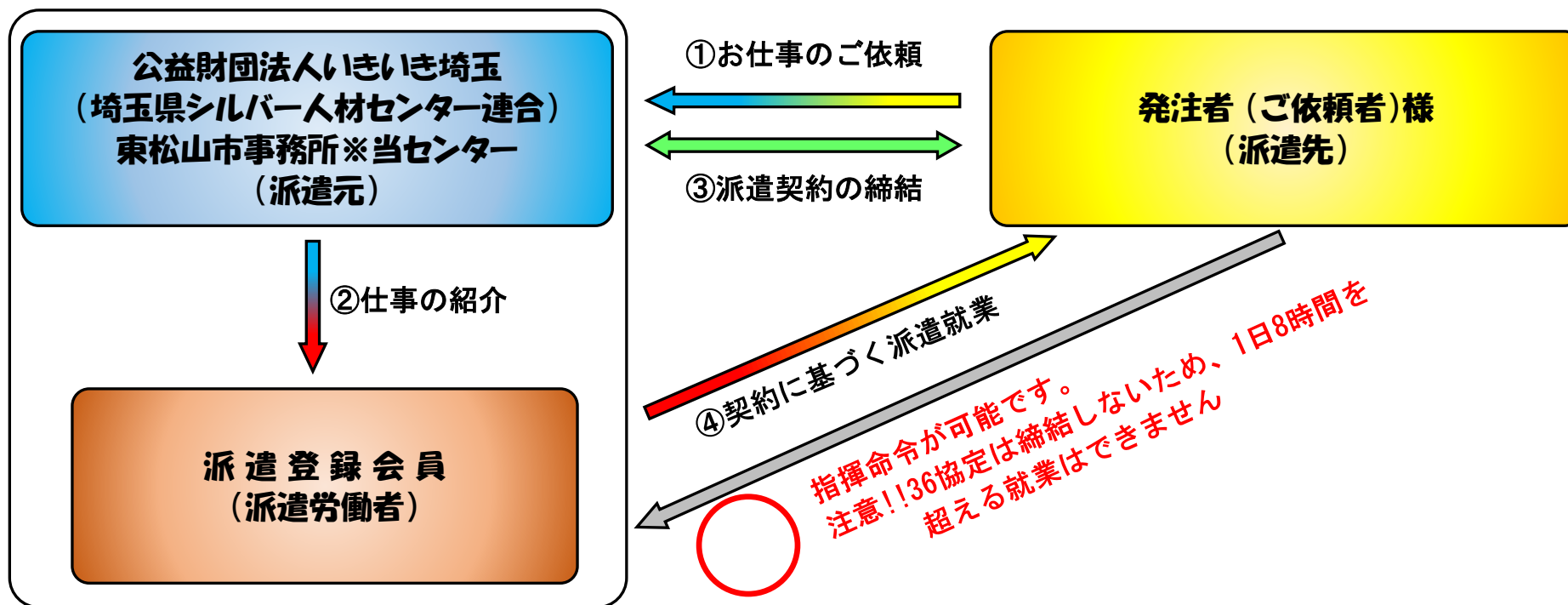


派遣契約の略図



【留意点】

- (1) センターは「自主・自立、共働・共助」の基本理念により、会員の自主性を重んじているため、請負契約を原則としています。
- (2) 作業料金は時給+派遣手数料+消費税となります。他に交通費など同一労働同一賃金の適用があります。
- (3) 派遣会員に対して、指揮命令が可能です。1日8時間を超える就業と、1人あたり週20時間以上の勤務はできません。
- (4) 派遣になじまない仕事は職業紹介事業をご提案させていただきます。
- (5) 上記②の紹介時に就業を希望する派遣会員がない場合は契約（作業）できません。
- (6) 上記④の就業中に会員が怪我をした場合、労災の適用となります。※事故発生時は、直ちに当センターまでご連絡下さい。
- (7) 当センターホームページではマージン率の公開をしております。ご参考下さい。